

盛土規制法に基づく規制区域の指定 9/1～



2024/8/22 報告事項
都市構想部開発建築指導課

盛土規制法制定の背景

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し土石流が発生、甚大な人的・物的被害（令和3年7月）
- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、
「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、
土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で
包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行（令和5年5月26日）

盛土規制法の概要

- ・スキマのない規制
県知事等が盛土により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定 → 区域内での盛土等を県知事等の許可対象に
※県知事等：指定都市又は中核市の区域内においては、その長
- ・盛土等の安全確保
盛土等を行うエリアの地形、地質等に応じた許可基準の設定
→ 施工状況の定期報告、中間検査、完了検査の実施
- ・責任所在の明確化
盛土等について、土地所有者等が安全な状態を維持する責務
→ 土地所有者、原因行為者へ是正措置等を命令
- ・実効性のある罰則
抑止力として機能するように罰則強化
→ 3年以下懲役、1,000万円以下罰金（法人は3億円以下）

規制区域指定の概要

【規制区域】

- ・別紙のとおり

【規制区域指定】

- ・2024（令和6）年9月1日に指定
- ・同日から盛土規制法による許可事務を開始
- ・同日に施工中の許可を要する盛土等行為は、9月24日（3週間）までに届出が必要
※公共施設（道路、公園、河川、上下水道、農業用ため池等）の区域内における盛土等行為は許可（届出）対象外だが、区域外に搬出された土砂は許可（届出）対象



2023（令和5）年度		2024（令和6）年度	
法律施行 (5/26)	← 区域の調査 (5/30～3/29) →	区域案公表 (5/24)	← パブコメ (6/3～7/3) → 制度周知 → 区域指定 (9/1)

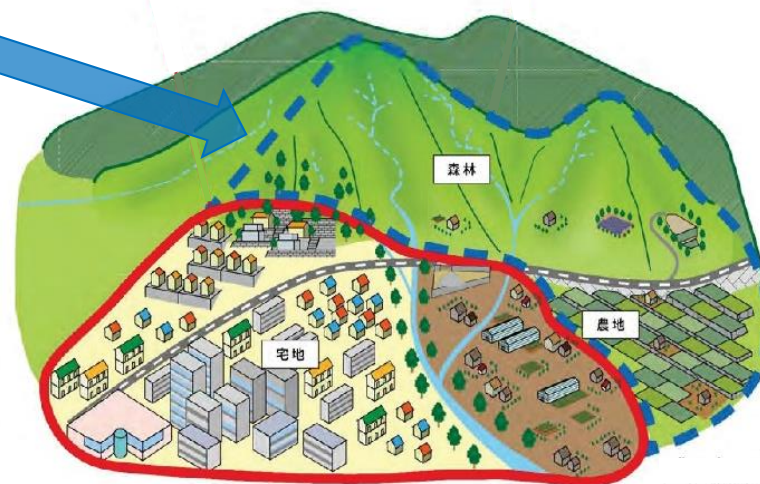
盛土規制基礎調査
宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の規制区域案
(郡山市)

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、
地形等の条件から、盛土等により人家等に
被害を及ぼしうる区域

面積：251.6km² (33.2%)

【規制区域のイメージ】



宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等によ
り人家等に被害を及ぼしうる区域

面積：505.6km² (66.8%)

地形条件を勘案した規制区域

■ 特定盛土等規制区域

■ 宅地造成等工事規制区域

□ 市町村界

0 2.5 5 10 15 km

A1判出力時 1:100,000 (A3判出力時 1:200,000)